

平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	28	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形） 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	除害施設、し尿浄化槽及び廃液処理施設に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>下記に掲げるもののうち、平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間に取得されたもの</p> <p>① 下水道法第12条第1項又は第12条の11第1項に規定する公共下水道を使用する者が設置した除害施設のうち、地方税法施行規則附則第6条第17項で定めるもの</p> <p>② 水質汚濁防止法第2条第2項の特定施設又は指定地域特定施設等のし尿浄化槽のうち、地方税法施行規則附則第6条第12項で定める沈澱又は浮上装置等</p> <p>③ 水質汚濁防止法第2条第2項の特定施設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設のうち、地方税法施行規則附則第6条第12項で定める油水分離装置等</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>除害施設等に係る固定資産税の課税標準について、①にあつては4分の3、②及び③にあつては3分の1に軽減する。</p>		
関係条文	地方税法附則第15条第2項第1号、第5号、同法施行規則附則第6条第12項、第17項		
減収見込額	(初年度) — (▲361) (平年度) — (▲565) (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>【除害施設、し尿浄化槽関係】</p> <p>除害施設等は、各事業場等から発生する汚水を処理し、下水道に流入する汚濁負荷を軽減することにより下水道施設の機能保全を図ること等を通じて公共用水域の水質保全を図るために設けられるものであり、こうした除害施設等の整備の促進を通じて、公共用水域の水質保全を図ることが本特例措置の政策目的である。</p> <p>【廃液処理施設関係】</p> <p>船舶廃油処理施設は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（船舶からの油、有害液体物質及び廃棄物の排出を規制する国際条約であるMARPOL条約の内容を的確に実施するために国内法化したもの）の趣旨に鑑み、海洋汚染防止の一環として船舶から油の排出が原則として禁止されていることに対応して、船舶において生じた不要な油（廃油）を受入処理するための施設であり、海洋環境の保全のためには同施設の整備・維持を図っていく必要がある。また、自動車整備業は事業の性質上、汚水や廃油を生じるため、水質汚濁防止法の趣旨に鑑み、公共用水域の汚濁を防止するための廃油処理装置等を設置する等の手段を講じており、公害防止の観点から設置事業者を支援する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>【除害施設、し尿浄化槽関係】</p> <p>近年、公共用水域の水質保全の必要性が高まってきており、水質基準の強化が社会的に求められているところ。特に、平成13年7月に水質汚濁防止法の規制対象物質に硝酸性窒素等の新たな物質が追加されたほか、18年12月にも上記排水規制項目のひとつである亜鉛含有量の水質基準が強化されたことなどにより、今後も新たな除害施設等の整備を行う必要のある事業者が引き続き増加することが予想される。</p> <p>また、環境基本法第22条で、国は環境負荷活動を行う者に経済的な助成措置を講ずるよう努めることとされており、国の責務として本特例措置を延長することが必要である。</p> <p>更に、除害施設等の設置には多額の費用を要するため、設置する事業者にとって相当の経済的負担となるとともに、その施設そのものは収益性の低い施設であるため、除害施設等の設置を促進し、前述の政策目的を達成するためには、法令による規制の他、本特例措置の延長により、除害施設等への投資を行うように誘導させることが必要である。</p> <p>【廃液処理施設関係】</p> <p>船舶廃油処理施設は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」において、海洋汚染防止の一環として船舶から油の排出が原則として禁止されていることに対応して、船舶において生じた不要な油（廃油）を受入処理するため、必要不可欠な施設であり、極めて公共性が高いものである。また、自動車整備業では公共用水域の汚濁を防止するため、事業者に対して廃油処理装置の設置を指導し、公害防止を図っていることから、地球環境を守るため必要な施策である。</p>		
	ページ	28-1	

本要望に 対応する 縮減案	なし
---------------------	----

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>【除害施設、し尿浄化槽関係】</p> <p><社会資本整備重点計画（平成21年3月31日閣議決定）> 第5章 下水道事業 3. 今後取り組む具体的な施策 （2）良好な環境の創造 ①公共用水域の水質改善 水質改善の遅れている三大湾や湖沼等の閉鎖性水域において、窒素・リンの流入負荷を削減することで富栄養化を解消し、赤潮・青潮やアオコの発生を抑制するなど、公共用水域のより一層の水質改善を進めるため、流域内の関係者による適切な役割分担の下で計画的・段階的な高度処理等を推進する。 施策の方向性：良好な環境の創造 施策：公共用水域の水質改善 指標：河川・湖沼・閉鎖性海域における汚濁負荷削減率（①河川、②湖沼、③閉鎖性海域） ① 75%②約59%③約74%（平成24年度）</p> <p>【廃液処理施設関係】</p> <p>我が国が締結している国際条約であるMARPOL条約において、締結国は船舶廃油の受入施設を確保するという義務が課せられているため、それを受けて国内においては、執行力を担保するために、海洋汚染等の防止及び海上災害の防止に関する法律が制定されており、国際条約及び国内法によって明確に位置づけられている。</p>
	政策の達成目標	<p>【除害施設、し尿浄化槽関係】</p> <p><平成21年度政策チェックアップ評価書> 政策目標2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標8 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な污水处理の確保、下水道資源の循環を推進する 業績指標（43）河川・湖沼・閉鎖性海域における汚濁負荷削減率（①河川、②湖沼、③閉鎖性海域）72%②約55%③約72%（平成19年度）→ ①約75%②約59%③約74%（平成24年度）</p> <p>【廃液処理施設関係】</p> <p>海洋汚染防止や公共用水域の水質汚濁防止のために、廃油処理施設等の整備及び維持を一層促進することにより、地球環境を保護し、公害の防止を図ることを目標としている。</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間
	同上の期間中の達成目標	<p>【除害施設、し尿浄化槽関係】</p> <p>必要な事業場に100%除害施設が設置されるなど、污水处理設備等の適切な設置がなされることにより公共用水域の水質の保全が図られることを目標とする。</p> <p>【廃液処理施設関係】</p> <p>海洋汚染防止や公共用水域の水質汚濁防止のために、廃油処理施設等の整備及び維持を一層促進することにより、地球環境を保護し、公害の防止を図ることを目標としている。</p>
政策目標の達成状況	<p>【除害施設、し尿浄化槽関係】</p> <p>○除害施設設置事業場数の除害施設設置必要事業場数（※）に対する比率 91.9% → 93.1%（H20年度末→H21年度末） （未達成理由）下水道普及率の上昇、水質規制対象物質の追加等に伴い、新たに除害施設の設置が必要となる事業場の範囲が拡大すること等。 ※除害施設設置必要事業場とは、特定施設設置の届出及び下水道使用開始届出をもって地方公共団体が把握している事業者等のうち、除害施設の設置が必要である事業者等のことをいう。</p> <p>○し尿浄化槽の設置実績 ・ H20年度は147基、H21年度は93基</p> <p>○河川・湖沼・閉鎖性海域における汚濁負荷削減率（①河川、②湖沼、③閉鎖性海域） ①約73%②約55%③約73%（平成21年度実績値）</p> <p>【廃液処理施設関係】</p> <p>廃油処理施設等の整備は、公害の防止に寄与しており、今後も引き続き、公害を未然に防止する必要がある。</p>	
		ページ 28-3

有効性	要望の措置の適用見込み	<p>【除害施設、し尿浄化槽関係】</p> <p>既存の除害施設は全国に相当数あり、平成 22・23 年度に新たに設置される数はそれぞれ 3,436 台と見込んでいる。また、除害施設設置必要事業場であるが未だ設置していない事業場数は 7,991（設置必要事業者のうち 6.9%）であり、本特例措置の適用対象者は多数に上るといえる。</p> <p>【廃液処理施設関係】</p> <p>平成 22・23 年度に新たに設置される数は、1 年あたり平均約 230 台と見込んでいる。また、本特例措置の適用事業者の対象範囲は、約 7.4 万業者（港湾局約 120 業者、自動車局約 7.4 万業者）である。</p>	
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>【除害施設、し尿浄化槽関係】</p> <p>公共用水域の水質汚濁は生活排水や下水道事業由来の汚濁による影響が大きい。そのため、公共用水域の水質改善のためには、生活排水対策等が重要となってくる。本特例措置は生活排水等の排出者がその排水水質を改善するのに直接影響を与えるものであり、効果は高いといえる。</p> <p>【廃液処理施設関係】</p> <p>申請・許可事業者の大半が経営基盤の脆弱な中小企業で占められる中、水質汚濁防止法及び地方自治体の条例に従い各事業者から排出される汚水の処理を適切に行うために必要となる油水分離装置等の設置により、事業者には新たな負担が生じることとなる。本特例措置により、事業者の負担が軽減され、設置が促進される。</p>	
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—	
	要望の措置の妥当性	<p>除害施設等の公害防止設備投資は非収益投資である一方で、外部経済性を有し、また、事業者は厳しい経済情勢と価格競争の中で事業活動をおこなっていることから、公害防止の取り組みをより加速するインセンティブが必要となるが、この措置として個々の資産取得者を個別に捕捉し、予算上補助していくことは行政の効率性の観点から非効率的であることから、税制上の特例措置によることが妥当である。</p> <p>また、対象となる除害施設等は法律で位置づけられたものに限定されており、必要最小限の対象に限定している。</p> <p>更に、上記の通り未だ除害施設設置必要事業場の全てに除害施設が設置されているわけではないため、本特例措置の延長により対象施設整備における負担を軽減することが必要である。</p>	
		ページ	28—4

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p><過去7年間の本特例措置の適用実績></p> <p>○除害施設 平成15年度：3,695台 平成16年度：1,818台 平成17年度：3,367台 平成18年度：3,662台 平成19年度：1,917台 平成20年度：5,059台 平成21年度：3,886台</p> <p>○し尿浄化槽 平成15年度：245基 平成16年度：279基 平成17年度：215基 平成18年度：211基 平成19年度：187基 平成20年度：147基 平成21年度：93基</p> <p>○廃液処理施設関係 平成15年度：326台 平成16年度：435台 平成17年度：383台 平成18年度：350台 平成19年度：341台 平成20年度：303台 平成21年度：219台</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>【除害施設、し尿浄化槽関係】 公共用水域の水質汚濁は生活排水や下水道事業由来の汚濁による影響が大きい。そのため、公共用水域の水質改善のためには、生活排水対策等が重要となってくる。本特例措置は生活排水等の排出者がその排水水質を改善するのに直接影響を与えるものであり、効果は高いといえる。</p> <p>【廃液処理施設関係】 申請・許可事業者の大半が経営基盤の脆弱な中小企業で占められる中、水質汚濁防止法及び地方自治体の条例に従い各事業者から排出される汚水の処理を適切に行うために必要となる油水分離装置等の設置により、事業者には新たな負担が生じることとなる。本特例措置により、事業者の負担が軽減され、設置が促進される。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>【除害施設、し尿浄化槽関係】 必要な事業場に100%除害施設が設置されるなど、汚水処理設備等の適切な設置がなされることにより公共用水域の水質の保全が図られることを目標とする。</p> <p>【廃液処理施設関係】 海洋汚染防止や公共用水域の水質汚濁防止のために、廃油処理施設等の整備及び維持を一層促進することにより、地球環境を保護し、公害の防止を図ることを目標としている。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>【除害施設、し尿浄化槽関係】 ○除害施設設置事業場数の除害施設設置必要事業場数に対する比率 91.9% → 93.1%（H20年度末→H21年度末） （未達成理由）下水道普及率の上昇、水質規制対象物質の追加等に伴い、新たに除害施設の設置が必要となる事業場の範囲が拡大すること等。</p> <p>※除害施設設置必要事業場とは、特定施設設置の届出及び下水道使用開始届出をもって地方公共団体が把握している事業者等のうち、除害施設の設置が必要である事業者等のことをいう。</p> <p>○し尿浄化槽の設置実績 ・ H20年度は147基、H21年度は93基</p> <p>【廃液処理施設関係】 廃油処理施設等の整備は、公害の防止に寄与しており、今後も引き続き、公害を未然に防止する必要がある。</p>
<p>ページ</p>	<p>28-5</p>

<p>これまでの要望経緯</p>	<p>【除害施設、し尿浄化槽関係】 創設 昭和51年度（非課税） 延長 昭和54、57、59、61、63、平成2、4、6、8（非課税措置の廃止）、10、11（除害施設の課税標準を6分の1から3分の2へ縮減）、12、14、16、18、20、22（除害施設の課税標準を3分の2から4分の3へ、し尿浄化槽の課税標準を6分の1から3分の1へ縮減）年度</p> <p>【廃液処理施設関係】 昭和51年度の時限措置化以降概ね2年毎の延長（昭和54、56、58、60、61、63、平成2年、4、6、8、10、12、14、16、18、20、22年度）、平成4年度（優良更新：非課税→1/2）、平成8年度（新規施設：非課税→1/6）、平成14年度（優良更新：1/2→2/3） 平成22年度（新規施設：1/6→1/3、優良更新：2/3→なし）</p>
------------------	---